

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	初等・中等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	初等・中等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	767,000千円 H23. 2.28まで	H22. 2.11 ジブチで (同日)	日本側 能化正樹在ジブチ大使館大使 ジブチ側 ヲハムツト・アリ・ユヌフ外務・国際協力大臣	H22. 2.24 74号
ジブチ	気候変動による自然災害対処能力向上計画に関する日本政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H22. 3.31まで	H22. 3.17 ジブチで (同日)	日本側、能化正樹在ジブチ大使館大使 ジブチ側 ヲハムツト・アリ・ユヌフ外務・国際協力大臣	H22. 4. 1 149号
ジブチ	ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H22.12.20 東京で (同日)	日本側 前原誠司外務大臣 ジブチ側 ヲハムツト・アリ・ユヌフ外務・国際協力大臣	H23. 1. 6 6号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。